

○厚生労働省

・生活保護の実施における厚生年金保険の脱退手当金の受給及び国民年金の任意加入による年金給付の活用について(厚生労働大臣宛て)

(平成21年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成23年3月及び6月に都道府県等に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じた。

- (1) 年金調査表等の様式を示して、事業主体において脱退手当金を受給できる者及び国民年金の任意加入により国民年金の受給権を取得できる者を的確に把握し、組織的に管理することとした。
- (2) 事業主体及び都道府県社会福祉協議会等に対して、国民年金の任意加入に係る保険料納付のために生活福祉資金貸付制度を活用できることについて周知徹底した。
- (3) 都道府県等が事業主体に対して実施する監査の際に脱退手当金の受給及び国民年金の任意加入による年金給付の活用状況について確認し、必要な指導を行うこととした。